

# 人権チェックリスト



平成29年

1月号

あなたの周りにマタニティハラスメントで悩んでいる人はいませんか？

職場における妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱い、いわゆるマタニティハラスメント（マタハラ）を行うことは、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」で禁止されています。

また、法律の改正により平成29年1月1日からは、ハラスメントの防止措置を講じることが事業主に対し新たに義務付けされました。

平成27年に厚生労働省が実施した調査では、妊娠・出産した派遣社員の約48%、正社員の約21%が「マタハラを経験したことがある」と回答しています。

また、経験したマタハラの内容で最も多いのが、「迷惑だ」「辞めたら？」等、妊娠・出産・育児関連の権利を主張しづらくするような発言です。

マタハラの事例としては次のようなものがあり、これらは法律違反にあたります。

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ○妊娠した、出産した           | □解雇、退職の強要<br>□契約の更新がされない<br>□正社員であるのにパートになるよう強要される<br>□減給や降格<br>□不利益な人事異動 |
| ○妊婦健診、つわり、切迫流産で仕事を休む |   |
| ○産前・産後休業、育児休業をとる     |   |
| ○子どもが病気になり看護休暇をとる    |   |
| ○育児のため残業や夜勤の免除を申し出る  |   |

## 事業主に義務付けられるハラスメントの防止措置（厚生労働省指針より）

- ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ 職場における妊娠、出産等に関するハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ④ 職場における妊娠、出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

## チェック

マタニティハラスメントを受けていると思ったら、一人で悩まず相談しましょう。

### 相談窓口

- 和歌山労働局 雇用環境・均等室（和歌山市黒田二丁目3-3） ☎073-488-1170  
月・火・水・木・金曜日（8時30分～17時15分）※祝日・年末年始を除く  
○労働相談室（和歌山市北出島1-5-46） ☎073-436-0735  
火・水・木・金曜日（16時～20時） 土・日曜日（10時～16時）※祝日・年末年始を除く

詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/  
koyou\\_roudou/koyoukintou/danjokintou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/)

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

